

政令第 号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年八月五日とする。

理 由

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。